

平成 26 年 12 月 25 日

インターネットを通じたプログラミング教育の提供が明確化されます

～産業競争力強化法の「グレーゾーン解消制度」の活用～

本年 1 月 20 日に施行された産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」について、経済産業省所管の事業分野の企業からの照会に対して、回答を行いました。

1. 「グレーゾーン解消制度」の活用結果

現行の「特定商取引に関する法律」は、同法第 41 条で定義する「特定継続的役務」を事業者が一定期間を超える期間に渡し、一定金額を超える対価を受け取って提供する場合、契約締結時の書面交付等を義務付ける他、クーリング・オフ制度や中途解約等の民事ルールを設けていません。

これに関連して、今般、事業者より照会のあったインターネットを通じたプログラミング教育の提供が、「特定継続的役務」のうち、「電子計算機又はワードプロセッサの操作に関する知識又は技術の教授」（いわゆるパソコン教室）に該当するか否か等について、照会がありました。

消費者庁及び経済産業省で検討を行った結果、今般の照会事業については、パソコンの操作に関する知識や技術の教授と一体不可分とならない限り、「特定継続的役務」に該当しない旨の回答を行いました。

これにより、インターネットを通じてプログラミング教育を提供する新たなサービスが生まれ、高いプログラミング能力を有するエンジニアの育成に資することが期待されます。

2. 「グレーゾーン解消制度」の概要

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」は、事業に対する規制の適用の有無を、事業者が照会することができる制度です。

事業者が新事業活動を行うに先立ち、あらかじめ規制の適用の有無について、政府に照会し、事業所管大臣から規制所管大臣への確認を経て、規制の適用の有無について、回答するものです（本件の場合、事業所管大臣は経済産業大臣、規制所管大臣は内閣総理大臣（消費者庁）及び経済産業大臣となります）。

（本発表資料のお問い合わせ先）
経済産業省 商務情報政策局
サービス政策課長 松岡
担当者：落合、山口、嶋田
電話：03-3501-1511（内線 4021）
03-3580-3922（直通）